

様式第1号(第21条関係)

消費者訴訟資金貸付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

(印)

消費者訴訟資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被 害 額	円		訴 訟 の 目 的 の 価 額	円	
訴 訟 に 要 す る 費 用 の 額	円		貸 付 申 請 金 額	円	
申 請 者	ふりがな 氏 名	(印)	住 所 郵便番号	電話()	
	生年月日	年 月 日 年齢 歳	職 業		
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	(印)	住 所 郵便番号	電話()	
	職 業		貸付金を 借りてい るか	有 無	貸付金の保 証人となっ ているか
弁 護 士	ふりがな 氏 名				
	事務所等所在地	郵便番号		電話()	
相 手 方	名 称				
	所 在 地				
	代表者氏名				
	名 称				
	所 在 地				
	代表者氏名				
※ 決 定	貸 付 決 定 額		円		
	貸 付 決 定 年 月 日	年 月 日	貸 付 決 定 番 号	号	
	否 決 取下げる		年 月 日		

注 1 印鑑は実印を押印すること。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 申請者及び連帯保証人の住民票及び印鑑証明書、被害概要書並びに消費者訴訟費用支払予定額調書を添付すること。

様式第2号（第21条関係）

被　害　概　要　書

被害の概要

様式第3号(第21条、第25条関係)

消費者訴訟費用支払予定額調書

費用区分	内 容	支 払 予定額	支 払 予 定 年 月 日	貸 付 申 請 額
裁判手続 費 用	円	円	年 月 日	円
弁護士費用 又は司法 書士費用	円	円	年 月 日	円
その他訴訟 に要する 費 用	円	円	年 月 日	円
権利の保全 に要する 費 用	円	円	年 月 日	円
強制執行 に要する 費 用	円	円	年 月 日	円
計		円		円

様式第4号（第22条関係）

消費者訴訟資金貸付決定通知書

第 号
年 月
日 日

様

佐賀県知事

印

年　月　日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けについては、次のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

貸付決定番号	第 号	
貸付決定額	円	
貸額 付の 決内 定訳	裁判手続費用	円
	弁護士費用又は司法書士費用	円
	その他訴訟に要する費用	円
	権利の保全に要する費用	円
	強制執行に要する費用	円

貸付条件

様式第5号（第22条関係）**消費者訴訟資金貸付不承認通知書**

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けは、次の理由により不承認と決定したので通知します。

不承認の理由

様式第6号（第23条関係）

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事 印

年 月 日付け第 号で貸付決定した消費者訴訟資金については、次の理由により
貸付けの決定を取り消します。

決定取消の理由

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則第23条第1項に該当するため

様式第7号(第24条関係)**消費者訴訟資金借用証書**

収入印紙

ちょう付欄

年　月　日

佐賀県知事　　様

借受者住所

氏名

(印)

連帯保証人住所

氏名

(印)

年　月　日付け第　　号で貸付決定の通知を受けた貸付金を次のとおり借用しました。

については、佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則及び貸付条件を承知の上、貸付金の償還は、償還期限までに相違なく実行することを確約します。

借受金額	円
------	---

様式第8号（第25条関係）

消費者訴訟資金追加貸付申請書

年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者　住　所
氏　名

印

消費者訴訟資金の追加貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

追加貸付申請金額	円
既　借　受　金　額	円

追加貸付申請の理由

※ 決 定	追加貸付決定額	円	
	追加貸付 決定年月日	年　月　日	追加貸付 決定番号
	否　決	取下げ	年　月　日

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 消費者訴訟費用収支精算書及び消費者訴訟費用支払予定額調書を添付すること。

様式第9号(第25条、第27条関係)

消費者訴訟費用収支精算書

費用区分	支 払 額	支払年月日	貸付額	残額
裁判手続 費用	内訳 円	年 月 日	円	円
弁護士費用 又は司法 書士費用	内訳 円	年 月 日	円	円
その他訴訟 に要する 費用	内訳 円	年 月 日	円	円
権利の保全 に要する 費用	内訳 円	年 月 日	円	円
強制執行 に要する 費用	内訳 円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

様式第10号（第26条関係）

消費者訴訟資金 償還期限延長・分割償還 申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名 (印)

消費者訴訟資金の 償還期限の延長・分割償還 をしたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	第 号
貸付金額	円	訴訟終了年月日	年 月 日
償還期限		年 月 日	
償還期限延長・分割償還による償還期限		金額	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
計		円	

償還期限延長・分割償還 申請の理由

※ 決 定	償還期限延長・分割償還による償還期限	金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
	償還期限延長・分割償還 決定番号	第 号
償還期限延長・分割償還 決定年月日	年 月 日	
否決 取下げ	年 月 日	

注 ※印欄には、記入しないこと。

様式第11号（第26条関係）

消費者訴訟資金 償還期限延長・分割償還 決定通知書

第 号
年 月 日

樣

佐賀県知事

印

年　　月　　日付けで申請のあった消費者訴訟資金の　償還期限の延長・分割償還　について
は、次のとおり決定したので通知します。

様式第12号（第26条関係）

消費者訴訟資金 償還期限延長・分割償還 不承認通知書

第 号
年 月
日 日

様

佐賀県知事

印

年　月　日付けで申請のあった消費者訴訟資金の　償還期限の延長・分割償還　については、次の理由により不承認としたので通知します。

貸付金額	円
償還期限延長・分割償還による償還期限（申請）	金額（申請）
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
計	円

不承認とした理由

様式第13号(第27条関係)

消費者訴訟資金償還免除申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

(印)

消費者訴訟資金の償還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定年月日	年月日	貸付決定番号	第 号
借受金額	円	償還免除申請金額	円

訴訟に要した費用の額	円
訴訟の終了の結果相手方から弁済を受けた金額	円

償還免除申請の理由

※ 決 定	償還免除金額	円		
	償還免除 決定番号	第 号	償還免除決定 年月日	年月日
	否決	取下げ	年月日	年月日

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 消費者訴訟費用収支精算書を添付すること。

様式第14号（第27条関係）

消費者訴訟資金償還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の償還の免除については、次のとおり決定したので通知します。

貸付金額	円
返還免除申請額	円
返還免除決定額	円
償還額	円
償還期限	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

様式第15号（第27条関係）

消費者訴訟資金償還免除不承認通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の償還の免除については、次の理由により不承認としたので通知します。

貸付金額	円
償還期限	年 月 日
償還免除申請額	円

不承認とした理由

様式第16号（第28条関係）

消費者訴訟資金即時償還請求書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付け第 号で貸し付けた消費者訴訟資金については、速やかに償還してください。

貸付金額	円
償還額	円
償還期限	年 月 日

即時償還請求の理由

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則第28条第1項第1号・第2号・第3号・第4号に該当するため

様式第17号(第30条関係)

消費者訴訟経過報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

借受者 住 所
氏 名 (印)

次の消費者訴訟に関し、第 回口頭弁論における経過を報告します。

事 件 番 号	年 () 第 号
借 受 者 氏 名	
相 手 方 氏 名	

(口頭弁論期日) 年 月 日 (時)

(裁判所)

(訴訟経過)

(問題点及び意見)

(次回口頭弁論期日) 月 日 時

様式第18号（第30条関係）

消費者訴訟結果報告書

年　月　日

佐賀県知事　　様

借受者　住　所
氏　名

印

消費者訴訟が終了したので、次のとおり報告します。

事　件　番　号	年（　　）第　　号
借　受　者　氏　名	
相　手　方　氏　名	

(終了日時)　　年　　月　　日（　　時）

(裁判所)

(訴訟結果)

様式第19号(第36条関係)

(表)

8センチメートル

6センチメートル

3センチメートル

4センチメートル

身分証明書 第号

職名

氏名

年月日生

上記の者は、佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例
 (平成17年佐賀県条例第30号) 第42条第1項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

年月日

佐賀県知事

印

(裏)

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例抜粋

(立入調査等)

第42条 知事は、事業者が、第14条、第18条から第20条まで、第22条若しくは第27条の規定に違反する行為を行っている疑いがある場合又は事業者団体が第27条の規定に違反する行為を行っている疑いがある場合には、事業者又は事業者団体に対し、当該疑いに関し意見を求めることが出来るほか、次条に規定する勧告又は第44条に規定する公表を行うために必要な限度において、事業者若しくは事業者団体に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該事業者若しくは事業者団体の事務所、工場、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3・4 略

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十二号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成十七年佐賀県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第二条 修学資金等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金等貸与申請書（様式第一号）に推薦調書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第三条 申請者は、二人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 申請者に親権者又は未成年後見人があるときは、第一項の連帯保証人のうち一人は、当該親権者又は未成年後見人でなければならない。

(貸与の決定等)

第四条 修学資金等を貸与する者は、第二条の規定により提出された書類の審査により選考する。ただし、必要に応じ面接を行うことがある。

4 前項の審査の結果、貸与することが適当であると認めた者については貸与することを決定し、書面によりその旨を申請者及び推薦者（第二条に規定する推薦書により申請書を推薦した者をいう。以下同じ。）に通知し、貸与

することが適当ないと認めた者については貸与しないことを決定し、書面により申請者及び推薦者にその旨を通知する。

(交付)

第五条 知事は前条の規定により修学資金等を貸与する者を決定したときは、その年度は貸与決定の際に定める月に、翌年度以降は当該年度の五月三十一日までに修学資金等を交付するものとする。

(大学院生修学資金の対象者等)

第六条 条例第四条第二号の規則で定めるものは、小児科学に関する領域を主として研究する者とする。

2 条例第四条第三号の規則で定めるものは、小児科に関する研修とする。

(借用証書)

第七条 第四条第二項の規定による貸与の決定を受けた者（次項及び次条において「貸与決定者」という。）は、第四条第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該年度の修学資金等借用証書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 貸与決定者は、第四条第二項の規定による貸与の決定を受けた年度の翌年度から条例第五条第三項に定める貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、知事の定める日までに修学資金等借用証書を知事に提出しなければならない。この場合において、大学生及び大学院生にあつては所属する学年を記載した在学証明書を、専門研修医にあつては専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書を添付するものとする。

(返還猶予の申請)

第八条 条例第九条の規定による修学資金等の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第三号）に、同条第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき修学資金等の返還猶予を決定したときは、書面により当該申請者にその旨を通知する。

(返還猶予の対象となる医療機関等)

第九条 条例第九条第二項第一号の規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げる県内の病院の診療科又は診療所とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病院の小児科又は市町村が開設する診療所

二 前号に準ずるものとして知事が認める病院の診療科又は診療所

2 条例第九条第二項第二号の規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げる県内の病院の診療科又は診療所とする。

一 医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病院の小児科

二 前号に準ずるものとして知事が認める病院の診療科又は診療所

（返還免除の申請）

第十条 条例第十条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第四号）に、同条第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならぬ。

2 知事は、前項の申請に基づき修学資金等の返還免除を決定したときは、書面により当該申請者にその旨を通知する。

（研修実施病院等）

第十二条 条例第十条第二項の規則で定める病院又は診療所は、次の各号に掲げる者が開設する病院とする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する

国立大学法人

二 独立行政法人国立病院機構

三 医療法第七条の二第一項各号（第一号を除く。）に掲げる者

四 前三号に準ずるものとして知事が認める者

（届出）

第十二条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは返還免除を受けてい

ないもの（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により届け出なければならない。

一 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき 氏名（住所）

変更届（様式第五号）

二 大学又は大学院を休学し、復学し、又は停学の処分を受けたとき 休学

（復学又は停学）届（様式第六号）

三 大学を卒業し、大学院を修了し、又は退学したとき 卒業（修了又は退

学）届（様式第七号）

四 専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき 専門研修中止

等届（様式第八号）

五 修学資金等の貸与を辞退するとき 修学資金等貸与辞退届（様式第九号）

六 大学若しくは大学院における修学又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき 故障届（様式第十号）

七 医師の免許を取得したとき 免許取得届（様式第十一号）

八 条例第九条第二項第一号若しくは第二号若しくは条例第十条第一項第一号若しくは第二号に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事したとき、又は業務の従事先を変更し、若しくは業務を離れたとき 業務従事等届（様式第十二号）

九 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保証人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更届（様式第十三号）

一 借受者は、条例第十条第二項の県内の公的医療機関等で専門研修その他の研修を受ける場合は、専門研修等計画書（様式第十四号）に当該公的医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、当該研修を行おうとする日の三ヶ月前までに知事に提出しなければならない。

3 連帯保証人は、連帯保証人に係る修学資金等の貸与を受けている者又は借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(業務従事期間の計算等)

第十三条 条例第二条第五号に規定する修学資金等の貸与を受けた期間を計算する場合において、一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定するものとする。

2 業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しなくなつた月において、再び業務に従事したときは、その月を一月として算入するものとする。

3 前項の規定は、条例第十条第一項の専門研修その他の研修を受けた期間を計算する場合について準用する。

4 条例第十条第三項に規定する業務に従事できなかつた期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を一月として計算するものとする。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、修学資金等の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

様式第1号その1(第2条関係)

大学生修学資金貸与申請書

年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者(本人) 氏名

(印)

大学生修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな			大学名等	大学 学科 所属する学年		
	氏名						
	生年月日 及び年齢	年　月　日 (満　歳)					
	現住所及び 電話番号	〒　— 電話　(　)					
	帰省先住所 及び電話番号	〒　— 電話　(　)					
連帯保証人	氏名	(印)	年齢	満　歳	職業		
	現住所及び 電話番号	〒　— 電話　(　)			続柄		
	氏名	(印)	年齢	満　歳	職業		
	現住所及び 電話番号	〒　— 電話　(　)			続柄		

注 1 申請者の氏名の欄については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

2 連帯保証人の印は、印鑑登録をしたもの押印すること。

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- 3 その他知事が必要と認めるもの

様式第1号その2(第2条関係)

大学院生修学資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人) 氏名

(印)

大学院生修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな			大学院名等	所属する学年	大学		
	氏名							学科
	生年月日 及び年齢	年月日 (満歳)						
	現住所及び 電話番号	〒 電話	()					
	医籍登録番号 及び登録年月日	(号) 年月日登録	臨床研修 期間	年月日から 年月日まで				
	帰省先住所 及び電話番号	〒 電話	()					
連帯保証人	氏名			(印)	年齢	満歳	職業	
	現住所及び 電話番号	〒 電話	()			続柄		
	氏名			(印)	年齢	満歳	職業	
	現住所及び 電話番号	〒 電話	()			続柄		

注 1 申請者の氏名の欄については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

2 連帯保証人の印は、印鑑登録したもの押印すること。

添付書類

- 1 大学院の在学証明書
- 2 医師免許証の写し
- 3 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書
- 4 その他知事が必要と認めるもの

様式第1号その3（第2条関係）

研修資金貸与申請書

年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者（本人）氏名

印

研修資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな			主たる研修先の医療機関等の名称及び所在地	大学 学科 所属する学年		
	氏名						
	生年月日 及び年齢	年　月　日 (満　歳)					
	現住所及び 電話番号	〒　　— 電話　　(　　)					
	医籍登録番号 及び登録年月日	(　　号) 年　月　日登録	臨床研修 期間			年　月　日から 年　月　日まで	
連帯保証人	氏名	印	年齢	満　歳	職業		
	現住所及び 電話番号	〒　　— 電話　　(　　)			続柄		
	氏名	印	年齢	満　歳	職業		
	現住所及び 電話番号	〒　　— 電話　　(　　)			続柄		

注 1 申請者の氏名の欄については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

2 連帯保証人の印は、印鑑登録をしたもの押印すること。

添付書類

- 1 研修実施計画書
- 2 医師免許証の写し
- 3 専門研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書
- 4 その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

収入
印紙

佐賀県医師修学資金等借用証書

金

円

上のとおり借用しました。（ 年度分）
については、裏面の特約条項を厳守します。

年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者（本人）住所

氏名

印

連帯保証人　住所

氏名

印

連帯保証人　住所

氏名

印

注　連帯保証人の印は印鑑登録をしたもの押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

添付書類（初年度を除く。）

- 1 大学生及び大学院生にあっては、所属する学年を記載した在学証明書
- 2 専門研修医にあっては、専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書

(裏面)

特約条項

申請者（以下「甲」といいます。）は、修学資金等の貸与に関し、佐賀県医師修学資金等貸与条例（以下「条例」といいます。）及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（以下「規則」といいます。）の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

（借入金の返還免除）

第1条 甲は、条例に基づき、佐賀県知事（以下「乙」といいます。）に対して、貸与を受けた修学資金等（以下「借入金」といいます。）の返還及び利息の支払の全部又は一部の免除について申請ができるものとします。

（借入金の返還）

第2条 甲は、条例に基づき、次の各号のいずれかに該当し返還を請求された場合には、借入金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息に相当する金額を合計した額を乙の定める日までに返還するものとします。

- (1) 条例第7条の規定により、乙が貸与を廃止したとき。
- (2) 修学資金等の貸与の目的を甲が達成する見込みがなくなったと乙が認めたとき。

2 甲は、正当な理由がなく借入金を前項の乙の定める日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、前項の規定により返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払うものとします。

（届出）

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、10日以内に乙に届け出るものとします。

- (1) 大学又は大学院を退学し、休学し、復学し、卒業若しくは修了し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。
- (3) 修学資金等の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 大学若しくは大学院における修学又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (6) 医師の免許を取得したとき。
- (7) 規則で定める医療機関等の業務に従事したとき、又は勤務先に変更があったとき。
- (8) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じ連帯保証人を変更したとき。

2 甲は、条例第10条第2項の県内の公的医療機関等で専門研修その他の研修を受ける場合は、専門研修等計画書を当該研修を行おうとする日の3月前までに乙に提出するものとします。

（連帯保証人）

第4条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と連帯保証人の間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負うものとします。

- 2 甲は、乙が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとします。
- 3 甲又は連帯保証人は、乙が他の連帯保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。
- 4 連帯保証人は、借入金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとします。

（合意管轄）

第5条 この契約に関する訴訟については、佐賀市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

様式第3号（第8条関係）

修学資金等返還猶予申請書

年　月　日

佐賀県知事　　様

〒　　(電話　　)

申請者　住所

氏名　　印

貸与を受けた者との続柄

修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
貸与を受けた修学資金等の総額	金	円
返還債務の額	金	円
医籍登録番号及び登録年月日	第　　号 年　月　日登録	
在学する大学若しくは大学院の名称又は在職する病院若しくは診療所の名称		
猶予を受けようとする理由		
猶予を受けようとする期間		

注　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類　猶予を受けようとする理由の欄に記載する事由を証する書面